

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を推進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入される予定となっていますが、免税事業者であるシルバー人材センターの会員は、インボイスを発行することができないことから、シルバー人材センターは、仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じております。

しかし、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

新たな税負担は、まさに運営上の死活問題であります。小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納入義務が免除されております。

小規模事業者への配慮として、安定的な事業運営が可能となる特例措置を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年8月31日

茨城県潮来市議会